第12回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

６．会社の体制及び方針

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

株主資本等変動計算書

個別注記表

（平成26年４月１日から平成27年３月31日）

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

当社は、第12回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト(http://humanmetabolome.com/ir/genmeeting)に掲載することにより提供しております。

６．会社の体制及び方針

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」について、平成22年７月16日開催の取締役会において決議いたしました。また、本決議の内容につきましては一部文言等につき修正決議を行い、現在の決議内容は以下のとおりであります。

１．取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、「ＨＭＴの共有の価値観」に基づき、顧客、株主、地域社会及び家族の信頼に応えられるよう、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続ける。

② 上記法令等を遵守し、誠実で倫理的な責任ある行動をとり続けるため、取締役会は原則毎月１回及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の状況の監視を強化する。

③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令や会計基準等に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運用が行える体制を整備する。さらに、継続的な評価を通じて、必要に応じて是正、修正を行う。

④ 代表取締役社長の下に内部監査担当を置き、各部門の職務の執行状況を監査し、法令遵守体制の整備・推進に努める。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等、職務の執行に係る情報が記載された文書及びその関連資料を、文書管理規程その他社内の規定に従い適切に保存し、管理をする。

② 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧することができる。

３．損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

① 取締役会は、法令遵守、個人情報保護、解析データの品質管理、自然災害等に関連して起こりうる様々なリスクに対応するため、社内の体制及び規程を整備し、定期的にレビューを行う。

② リスクに関する情報は、各部門責任者を通じて取締役会及び監査役へ報告するものとし、各部門においては個別に想定されるリスクに対して必要な措置をとる。

③ 内部監査担当は、内部監査活動を通じて各部門の法令や諸規程の遵守状況や固有のリスクを監査し、その結果を代表取締役社長へ報告を行う。

④ 自然災害、犯罪等不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長の下にコンプライアンス委員会を設置し、社内で情報を共有するとともに、必要な対策を立案する。立案された対策に基づき、経営管理本部を中心に迅速な対応を行い、損失の拡大を防ぐ。

⑤ 子会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が総合的に助言、指導を行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則月１回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項について迅速な

意思決定を行う。

② 代表取締役社長の下に、経営会議を設置し各部門の情報を共有するとともに、中期経営計画及び年次計画に基づき、迅速な意思決定を行うことにより職務の効率的な執行を行う。

5．当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社を含む企業集団での意思決定を迅速に行い、企業価値の向上をはかるとともに、業務の適正を確保するため、必要な取り組みを実施する。

② 当社及び子会社の取締役は、内部統制の構築に責任を有していることを認識し、当社の「共有の価値観」、法令、定款、並びに規程の周知をはかり、内部統制の実効性を確保する。

③ 当社は、法令、定款、諸規程等に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として、内部通報規程を制定し、全ての役職員に周知徹底をはかっている。当社は、当該通報を行った行為を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

④ 子会社と業務に関する契約、覚書を締結し、必要に応じて支援、指導を行うとともに、子会社は業務執行状況、財務状況、事業環境等を定期的に当社に報告する。

⑤ 子会社経営の効率的な運用をはかり、適時状況を把握するため、ITを適切に活用し会計、経営情報の共有に努める。

⑥ 子会社及び関連会社を対象とする関係会社規程に基づき、当社の経営管理本部は、子会社の内部統制構築に関する業務を管掌し、内部管理体制の整備を推進する。

⑦ 子会社からの内部通報は、監査役又は外部弁護士等に直接通報できる。

6． 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 前項の使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとする。

③ 前項の使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行う。

7． 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、重要な意思決定プロセス及び取締役の業務の執行状況を把握するために、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席する他、必要に応じて稟議書等の文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができる。

② 取締役及び使用人は、監査役に対し法定の事項を報告するとともに、前項の会議において審議した事項、業績に関する事項、内部監査の実施状況等を報告する体制を整備し、監査役の情報収集、意見交換を容易に行えるように努める。

③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、又は発生する恐れがあるときには、直ちに監査役に報告をする。使用人の監査役への報告を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境整備に努めるとともに、監査業務に対し積極的に協力をする。

② 監査役は、法律又は会計上の判断を必要とする場合は、随時弁護士、会計監査人等から専門的な助言又は意見を求めることができ、その費用は会社が負担する。

９．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とする。

② 取引先と反社会的勢力との関係が判明した場合には、直ちに取引を解除する。

③ 経営管理本部を反社会的勢力に関する担当部門と位置付け、万が一反社会的勢力からのアプローチがあった場合には、所轄の警察署、暴力団追放センター、弁護士等外部専門家と緊密に連携しながら組織的に対応する。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

株主資本等変動計算書

（平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	1,216,407	1,205,188	1,205,188	－	△833,380	△833,380	1,588,215	1,588,215
当期変動額								
新株の発行	33,231	33,167	33,167	－	－	－	66,399	66,399
固定資産圧縮積立金の積立	－	－	－	31,434	△31,434	－	－	－
固定資産圧縮積立金の取崩	－	－	－	△11,860	11,860	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	11,049	11,049	11,049	11,049
当期変動額合計	33,231	33,167	33,167	19,573	△8,523	11,049	77,449	77,449
平成27年3月31日残高	1,249,639	1,238,355	1,238,355	19,573	△841,904	△822,331	1,665,664	1,665,664

個別注記表

（継続企業の前提に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
1．資産の評価基準及び評価方法
（1）有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券 …… 償却原価法（定額法）
子会社株式 …… 移動平均法による原価法
その他有価証券 …… 時価のあるもの
投資信託のうち預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法
（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品、原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。
なお、耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～18年
工具、器具及び備品 2～10年
（2）無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。
（3）リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

貸　倒　引　当　金 …… 売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「前払費用」(当事業年度は6,769千円) 及び「未収入金」(当事業年度は7,498千円) は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては流動資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「敷金」(当事業年度は5,490千円) は、金額的重要性が乏しくなったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「未払金」(当事業年度は21,664千円)、「未払費用」(当事業年度は6,127千円)、「前受金」(当事業年度は7,624千円)、「預り金」(当事業年度は1,133千円) 及び「前受収益」(当事業年度は3,478千円) は、金額的重要性が乏しくなったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「長期預り金」(当事業年度は350千円) は、金額的重要性が乏しくなったため、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1．記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2．関係会社に対する金銭債権、債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額

短期金銭債権	2,323千円

(損益計算書に関する注記)

1．記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	27,513千円
仕入高	284千円
営業取引以外の取引高	
受取利息	48千円

3．一般管理費に含まれる研究開発費は、122,909千円であります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．記載事項は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

2．当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税	1,070千円
繰越欠損金	3,724千円
その他	92千円
小計	4,887千円
評価性引当額	△4,887千円
固定資産	
資産除去債務	3,656千円
減価償却超過額	2,812千円
繰越欠損金	122,041千円
その他	109千円
小計	128,620千円
評価性引当額	△128,620千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
固定負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,060千円
圧縮記帳積立金	8,978千円
繰延税金負債合計	10,039千円

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

固定負債－繰延税金負債	10,039千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
住民税均等割	12.2%
評価性引当額の増減額	△375.5%
繰越欠損金の期限切れ	303.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	77.1%
その他	△3.0%
小計	18.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	53.7%

3．法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4％から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.8％に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.1％となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1．子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Human Metabolome Technologies America, Inc.	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市	US$1,000,000	メタボローム解析事業	所有直接100%	役員兼任(2名)米国での販売委託	増資の引受(注) 1	30,231	—	—
							資金の貸付(注) 2	30,557	関係会社長期貸付金	29,792

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．増資の引受は、Human Metabolome Technologies America, Inc.が行った増資を全額引き受けたものであります。

2．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保の受入はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1． 1株当たり純資産額　313円04銭

2． 1株当たり当期純利益　2円10銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。